

検証・評価・企画委員会産業財産権分野会合（第3回）

日 時：平成31年2月22日（金）13:00～15:00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室

出席者：

【委員】渡部座長、相澤委員、江村委員、梶原委員、久貝委員、近藤委員、杉光委員、高倉委員、長澤委員、日覺委員、土生委員、林委員、原山委員、山田委員、山本委員、渡邊委員、正木委員代理

【各省等】文部科学省 村瀬室長
文部科学省 北野室長
文部科学省 大内学校教育官
経済産業省 稲畑補佐
経済産業省 横山係長
特許庁 今村課長
特許庁 津幡企画調査官

【事務局】住田局長、川嶋次長、内藤次長、中野参事官、仁科参事官

1. 開会
2. 「知的財産推進計画2018」各施策に関する関係府省の主な取組状況
 - (1) 知財創造教育・知財人材育成の促進
 - (2) 産学連携の加速、ベンチャー支援
 - (3) 知財を巡る国際情勢
3. 意見交換
4. 閉会

○渡部座長 時間になりましたので、ただいまから「検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）」第3回を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、「知的財産推進計画2018」の施策のうち「知財創造教育・人材育成の促進」「産学連携の加速、ベンチャー支援」「知財を巡る国際情勢」の取組状況について検証・評価し、議論を行うこととしております。

なお、本日、五神委員、宮島委員につきましては、所用のため御欠席。

また、小林委員も、本日は所用のため御欠席されておられます。代理で正木様に御出席いただいております。

林委員が所用のため、おくれて参加と伺っています。それから、高倉委員が所用のため中座されると伺っております。

委員会開催に先立ち、住田局長から御挨拶いただければと思います。

○住田局長 本日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、知財の人材の関係とオープンイノベーションの一部としての産学連携とかベンチャーという部門と国際情勢でございます。特に国際情勢につきましては、日々世界中で知財という問題が話題になっていない日がないぐらい、しかも相当大きな話題にいつぱいなっておりますので、その辺も踏まえながら、これからの我が国の知財の方向性というものを考えていく必要があるということを考えております。従来の特許制度の調和ということを超えて、今や巨大IT企業のデータをどうするとか、あるいは米中といったコンテクストなども非常に幅広い、いろいろなことがございますので、きょうはそういった点につきましても御議論いただければと思います。

また、通常国会が現在、開かれておりますけれども、特許法関連のものも含めまして、いろいろな形で法改正が今、進みつつあるところがございますので、きょうの御議論も、またさらにその先の来年以降のことにいろいろとつながっていく御議論としていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○仁科参事官 担当参事官の仁科でございます。

委員の皆様の上に資料を配付させていただいております。クリップどめを外していただきまして、上から議事次第。資料1、2が事務局資料でございます。資料3-1から3-6が各省説明資料でございます。済みませんが、資料3-6につきましては、委員の方によりまして入っていないところもあるようでございます。この資料は、後半の議題で扱いますので、後ほど事務局のほうから追加で配付させていただきます。つづいて、参考資料1から3が事務局からの参考資料、参考資料4が特許庁からの提出資料、参考資料5が杉光委員からの提出資料、参考資料6が高倉委員から御提出の資料となっております。

また、参考資料3としまして、お手元に推進計画2018の冊子を配付させていただいておりますので、適宜御参照いただければと思います。また、こちらの冊子につきましては、お帰りの際には机の上に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。

参考資料4につきましては、本日御議論いただきます3番目の議題の「知財を巡る国際情勢」についての参考資料でございます。資料の中に一部、委員限りの資料がございますので、取扱いに御注意ください。

参考資料5につきましては、前回の委員会におきまして杉光委員から御提出いただいた資料になりますけれども、前回御説明いただく機会がございましたので、今回、改めて御用意させていただきました。

また、きょうは会議室がいつもと違いますが、委員の皆様の前にありますマイクを御利用いただく際には、真ん中のボタンを押していただきまして御発言くださいますようお願いいたします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、「知的財産推進計画2018の取組状況の検証」に移らせていただきます。本日、取り上げる項目及び論点について、事務局から説明をお願いいたします。

○仁科参事官 引き続き、仁科のほうから説明させていただきます。

資料1をごらんください。「検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）本年度の検討事項」でございます。

本日は第3回でございまして、先ほど座長のほうから御紹介がありました3つの議題を扱う予定でございます。

次回、第4回以降につきましては、第4回が3月15日に予定されております。

（資料が配布されていないとの声あり）

○渡部座長 資料が配布されていないのは問題です。

○仁科参事官 申しわけございません。まずは、口頭のみで御説明させていただきます。

第4回、次回につきましては、3月15日に開催の予定でございまして、デザイン経営とブランドの構築に関する議題、経営デザインシートと知財のビジネス上の価値評価に関する議題、オープンイノベーションの加速に関する議題、下請取引における知財の取扱いに関する議題。あと、今月に締め切りました意見募集につきまして事務局で取りまとめまして御議論いただく予定でございます。

次に、第5回でございまして、4月に予定してございまして、こちらにつきましては、産業財産権分野とコンテンツ分野の合同で開催させていただく予定でございます。この会議は、主にデータにつきまして取り扱う予定でございます。

最後、第6回につきましては、4月下旬から5月下旬にかけて予定してございまして、推進計画2019の素案を御審議いただく予定となっております。

引き続きまして、資料2に移りたいと思いますが、資料2も委員の皆様のお手元にござ

いませんでしょうか。済みません。

○渡部座長 行き渡りましたでしょうか。よろしいでしょうか。

○仁科参事官 大変申しわけございません。資料2をごらんください。「検証・評価・企画委員会第3回における主な論点」と書いてございます。

1番目の議題が「知財創造教育・知財人材育成の促進」でございます。この資料は、(1)欄に推進計画2018の主な施策を挙げてございます。(2)欄に委員の皆様あるいは有識者の皆様からいただきました意見をまとめてございます。また、下の枠のほうに事務局で想定しております論点につきましてまとめるという形にしております。

この(1)につきましては、後ほど実施状況とともに各府省から報告させていただきますので、説明は省略させていただきます。

(2)欄に移っていただきまして、これまでの委員の皆様あるいは有識者の皆様からいただきました御意見をまとめてございます。

最初の項目でございますけれども、外部の人材(大学、企業OB)の活用により、より充実した知財創造教育ができるのではないかという御意見。

次が、若い世代に知財創造教育を行うに当たりましては、知財の権利ばかりではなく、創造力を育む教育を行うべきではないかという御意見。

3番目が、教員の意識を変えることが必要ではないかという御意見。

4番目が、こういった取組を地域に展開するに当たりましては、その地域での活動を盛り立てるような仕組みが有効ではないかという御意見。

その次が、新たな価値を創造する尖った人材やチャレンジする人材が重要ではないかという御意見。

最後は、国際的に通用する法務人材の育成についての検討が必要ではないかという御意見でございます。

事務局で想定しました論点は下の枠囲いにございまして、最初に、知財創造教育を推進しております組織としましてコンソーシアムがございますが、このコンソーシアムに期待する事項は何かというもの。

2番目が、地域に根差した地域主体のコンソーシアムの実現に向けて取り組むべき事項は何かというもの。

3番目が、尖った人材を埋没させることなく活躍できるようにするために取り組むべき事項は何か。

最後は、知財の利活用を促進するという観点から、高等教育や社会人教育において取り組むべき事項は何かというものでございます。

次のページに移っていただきまして、2ページ目でございます。「産学連携の加速、ベンチャー支援」となっております。こちらも先ほどと同様に、(1)欄は後ほど各府省から紹介させていただきますので、省略いたします。

(2)欄をごらんください。これまでいただいております意見をまとめてございます。

最初に、ベンチャーが大学の技術のライセンスを受ける際に、新株予約権でのライセンスは非常に重要であるという御指摘。

2番目が、産学連携本部の業務につきまして、共同研究の契約ですとか特許出願に偏りがち。本来的には、共同研究を企画、提案、マネジメントする機能を強化すべきではないかという御意見をいただいております。

その次が、大学における技術情報管理の体制に関する御指摘。

最後が、大学のインキュベーション施設等の環境を活用したスタートアップが増加していますので、こういったものを活用すべきではないかという御意見でございます。

下の枠囲いに移りまして、本会合で想定しております論点としまして、最初に、産学連携を促進するための人材とか大学の環境整備といった観点から、さらに取り組む事項は何かというもの。

2番目が、大学発ベンチャーに加えまして、企業からカーブアウトするベンチャーが多く生まれるような環境をつくるためにはどうしたらよいかというもの。

3番目が、大学の技術情報管理に関しまして、取り組むべき事項は何かというもの。

最後は、大学をベンチャーの育成やベンチャーコミュニティ形成の場として活用するために、さらに取り組むべき事項は何かというものを挙げてございます。

次に、3ページ目にお移りください。「知財を巡る国際情勢」でございます。先ほど局長からも申し上げましたように、ことしは従前の産業財産権に加えまして、通商面ですとか経済連携の交渉との関係も御紹介させていただきました上で御議論いただきたいと思っております。

(1) 欄は省略しまして、(2) 欄から御説明させていただきます。

最初の項目でございますけれども、国としてのグローバル知財戦略の必要性というものを御指摘いただいております。

また、米中の通商対立等がございますけれども、その中で、日本としてどういった対処をしていくのかという議論が必要ではないかという御指摘。

3番目が、GAFA等のプラットフォームが台頭する中、GDPRですとかデータセキュリティの議論が世界中で起きております。こうした中、これまでの知財推進計画ではこういった点が触れられていないのではないかという御指摘をいただいております。

また、海外で活動する企業に対しまして、営業秘密ですとか非公知情報の取扱いに関する各国の規制の動向に注視し、必要な対応を行うことを注意喚起すべきではないかという御意見もいただいております。

また、海外におきまして日本の知財を守っていただくためには、日本における知財保護の充実が必要ではないかという御意見もいただいております。

本会合で想定しております論点でございますけれども、諸外国における通商問題やデータ政策の動向等を踏まえ、国際的にどういった連携をとるかということを含めまして、取り組むべき事項は何かという形でまとめてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、3つのうち1番目、「知財創造教育・人材育成の促進」につきまして各府省からの説明をいただいた後、意見交換させていただきます。

まず、内閣府事務局及び文部科学省から説明していただきます。内閣府からお願いします。

○仁科参事官 資料3-1をごらんください。「知財創造教育の実施に向けた取組状況について」と書いてございます。

めくっていただきますと、スライド番号1、右下のほうにスライド番号を記載してございます。これまでの取組状況につきまして、まとめてございます。

知財創造教育の推進に当たりましては、コンソーシアムを設置しまして検討しております。現在、この線表上、2019年2月の位置でございますけれども、3つの取組、すなわち、体系化と、教材の収集・作成と、地域コンソーシアムの支援という取組を行っておりますが、体系化につきましては、ほぼ完了するという状況でございます。

下に取組状況が書いてございますけれども、①としまして、小中学校における体系化は昨年度完了しておりますが、高等学校につきましても、一昨日、体系化を完了したところでございます。

その次、プログラムの収集につきましては、こちらに書いてございますような教材、施設の見学、出前授業につきまして収集し、公表しております。

地域コンソーシアムの支援につきましては、昨年度実施しました4地域に加えまして、新たに東北、関東、中国、四国を立ち上げまして、全ての地域ブロックをカバーする状況でございます。

スライド2をごらんください。高等学校における体系化の御紹介でございます。

高等学校につきましては、普通科に加えまして、農業・工業・商業といった専門科がございますので、この専門科に合わせた形の体系化ということも行っております。

また、このスライドの右下にございますように、高等学校での指導内容に合わせまして知財創造教育の内容を説明する資料に追記するという対応を行っております。

スライド3をごらんください。教育プログラム集の提供をしておりますけれども、このスライドにございますような学習指導要領とひもづけを行いました教育プログラム集を、皆様方に御協力いただきまして作成し、ホームページに掲載させていただいております。

スライド4、スライド5につきましては、今、御紹介しました教育プログラム集を御活用いただく場合の利用の仕方を御説明した資料になっております。

スライド6をごらんください。こちらは、創造性教育を学校で行っていただくに当たりまして、学校の先生は、急に創造性を育てほしいと言われてもなかなか難しいという御指摘がございましたので、学校の先生向けのテキストを作成するというものでございます。

中段に「テキストの内容」と書いてございますけれども、そもそも知財創造教育は何たるかというところから始まりまして、小中高等学校において実際に授業で使える教材と、先生が参照いただける指導案をまとめるという形で、現在、作成を進めているところでございます。

次に、スライド7でございます。地域コンソーシアムの支援でございますが、スライドの右側でございます日本地図上にありますとおり、青丸がついておりますところは、昨年度から地域コンソーシアムを立ち上げました4地域でございます。こちらの4地域におきましては、実施する県を広げるといった形で取組を充実していただいております。また、赤丸のところにつきましては、今年度から新たに地域コンソーシアムを立ち上げた地域でございます。こういった関係者に入っていただくと、こういった地域コンソーシアムがうまく回るかといった観点から議論していただいているところでございます。

スライド8は、今年度8地域ブロックで行っております実証授業の一覧でございます。

スライド9をごらんください。今後の取組概要につきまして、まとめてございます。

下のほうに「今後の取組」と書いてございますけれども、体系化につきましては、先ほど御紹介しましたとおり完了しておりますので、この考え方を普及させるという取組を今、検討しております。

2番目の教育プログラムの収集につきましては、高等学校の体系化が一昨日完了しましたので、高等学校分につきまして教材の収集・作成を来年度以降、行っていきたいと考えております。

また、地域コンソーシアムにつきましては、地域の特性を生かした実証授業の実施ですとか、あるいは地域に根差した地域主体のコンソーシアムの運営という観点から検討を進めていきたいと思っております。

スライド10が、地域コンソーシアムと中央で行っておりますコンソーシアムとの関係を説明した資料になっております。

この資料の中に橙色で上下に矢印を書いているところがございますけれども、全部で8地域ブロックにおいて実証の取組を行っていただいておりますが、こういった取組を中央のほうに御報告いただきまして、この中ですぐれたものですとか、横展開したほうがいいものを中央のほうで選定し、こういったものを奨励するという取組を今後、行っていただければと思っております。これによりまして、地域における取組のインセンティブになればという形で検討しているところでございます。

私からの説明、以上でございます。

○渡部座長 続きまして、文部科学省、お願いします。

○大内学校教育官 失礼いたします。文部科学省でございます。本日、御説明させていただく予定であった白井に急遽、別の用務が入りましたので、私、教育課程課学校教育官の大内のほうから御説明させていただきます。

お手元に資料3-2を御用意ください。

まず、スライド1でございますけれども、「知財推進計画2018」における文科省の主な取組といたしまして、上から3つ目の中点のところでございますけれども、新学習指導要領の周知・徹底ということでございます。情報化やグローバル化、技術革新が急速に進展している社会におきまして、新しい価値を創造する資質・能力を育成することが非常に重要であるということから、こうした社会の変化に対応する観点も含めまして、小・中学校では平成29年、高等学校では30年にそれぞれ学習指導要領を改訂したところでございます。

知財に関する教育につきましては、この3つ目の中点にもございますように、大きく2つの内容から改訂がなされておまして、1つは創造性の涵養、もう一点は、知的財産の意義の理解。いわゆる権利や保護のみならず、活用することも含めた重要性についての意義の理解ということでございます。

一例として、下に中学校の例を記載しておりますけれども、左側で総則といたしまして、各教科等の特質に応じまして、各教科等にわたって指導の充実が図られるよう、この全体をカバーする総則の中で、創造性の涵養を目指した教育の充実ということを今回新たに規定したところでございます。

また、こうした育成する資質・能力を明確化する観点から、下のほうにございますけれども、(1)、(2)、(3)ということで、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」といった要素で学習指導要領の再構成を図るとともに、今ほど申し上げました各教科等での学習を連携させ、充実する観点からカリキュラム・マネジメントという概念を導入いたしまして、学校においていろいろな教科等で知財創造教育を進め、進める際に連携を図るという取組を進めていくということでございます。

右側のほうでございますけれども、これは教科の例でございますが、技術・家庭科の例といたしまして、例えば「著作権を含めた知的財産権…についても扱うこと」でありますとか、「知的財産を創造、保護、活用しようとする態度…を養う」といったことを明示しているところでございます。

また、音楽におきましても、「自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成」でありますとか、「音楽に関する知的財産」について学んでいくという記述の充実を図っているところでございます。

シートの2枚目でございます。特に科学技術の面からということでございますけれども、新たな知的創造につながる力を育成するため、高等学校におきまして、新しい教科として理数科という教科を新設いたしました。この理数科の中におきましては、新たな探究科目として理数探究基礎、理数探究という2つの科目を用意しまして、将来、知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指した科目構成としているところでございます。

シートの3でございます。学習指導要領の改善あるいは取組を充実していく施策といたしまして、現在取り組んでいるものでございますけれども、スーパーサイエンスハイスク

ールにおける取組ということで、先進的な理数系教育を実施する高等学校等を科学技術振興機構を通じて支援することで、生徒の科学的能力や科学的思考力等を培い、将来の国際的な科学技術人材等の育成を図っています。

取組例といたしまして、例えば高度な課題研究に取り組むことによりまして、生徒の主体性や創造性を育てています。また、海外と連携することによって、国際的に活躍するような意欲や能力を育てていく。さらには、さまざまな機関と連携・共同し、共同研究を行うことによりまして、国や地域を越えた社会貢献につなげるような力を身につけていくといった取組を現在進めているところでございます。

シートの4につきまして、先ほど内閣府知財知事務局からも少し御紹介がありましたが、産業教育を中心とする高等学校におきまして、例えば商業高校の取組例ということで、学校設定科目「起業実践」等においてビジネスプランを作成することを通じて、企業・行政との連携による商品開発や試作品の製作をしているような取組がございまして、知的財産権に考慮しながら、ビジネスモデルでありますとか商品開発を考えるという取組を通じて、知的財産を活用する能力の質的な向上が図られているところでございます。

また、工業高校における取組といたしまして、工業技術者に必要な専門的な知識とかものづくりの技術といったものに加えまして、発想力や創造力を高める教育についても、現在積極的に取組が進められているところでございます。企業と連携しました商品開発などが成果として上がっているところでございます。

最後のシートの6でございまして、こちらは、次世代育成事業ということで、科学技術振興機構と連携・協力しながら現在進めているところでございます。

今ほどのような高等学校の取組に加えまして、例えば小・中学校段階から、ジュニアドクター育成塾ということで、理数分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象とした、特別な教育プログラムを実施する大学等を支援する取組でありますとか、科学技術コンテストの推進、こういったものを行っているところでございまして、初等中等教育段階から優れた素質を持つ児童生徒を発掘するとともに、その才能を伸ばすということで、裾野の拡大とあわせてトップ人材の育成ということにもつなげていくという取組を現在進めているところでございます。

次世代の多様な科学技術イノベーション人材の創出に向けて、文部科学省では、初等中等教育段階における取組として、以上のような取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの1番目の課題についての意見交換に移りたいと思います。いつものお願いでございますが、多くの委員の方に御発言いただけますよう、1回当たりの御発言時間を2分以内とさせていただければと思います。また、1分半で1回、2分で2回、ベルを鳴らさせていただきますので、よろしく願いいたします。御意見のある方は、名札をお立ていただければと思います。いかがでしょうか。

相澤委員。

○相澤委員 知的財産に関する教育についての政策が進められているということは好ましいことであると思いますが、知的財産に関する研究のほうについて言いますと、まだまだではないかなと思ひまして、知的財産に関する研究組織、行政に関しましては、政策研究大学院大学という組織があるわけですが、そのような研究をするところが必要ではないかなと思ひます。

○渡部座長 では、江村委員、お願いします。

○江村委員 いろいろなプログラムとかが出来てきているのは非常にいいことだと思うのですが、これを広く展開していくときに誰が教えるかという問題を考えていかないといけないと思ひます。それぞれの教科の担当の先生に理解してくださいというトーンに見えるのですが、それが広がっていくのか。今、先生方は非常に忙しいという状況の中で、このサポートをどうしていくかというあたりを具体的に検討していくというのが、これを本当に広げていく上では重要じゃないかと思ひますので、その辺を検討いただけるといいのではないかと思ひます。

○渡部座長 ありがとうございます。

近藤委員。

○近藤委員 どうもありがとうございます。

いろいろな高校の取組を紹介しておられて、非常にいい例かなと思っておりますけれども、コンテンツ次第だと思ひます。コンテンツと、先ほど御意見があった、それを教える方の能力で、子供が他人のやっていない新しいことを考え出すことに喜びを得るとか、そういうことを伸ばそうと思つと、教科ですと教えるだけではだめだと思ひます。新しいことを思いついたら物すごく褒めるということも含めて、教育現場でどういうふうに指導がなされているのかというところをしっかりとチェックしていただいて、本当にこれが実のある結果になって、5年後、10年後にはすばらしい若者が産業界あるいは学术界に出てくるというところを目指していただきたいと思ひます。

そういった中では、知財というものが頭についているのは非常にわかりにくいような気がしてしまつて、もう少しフレンドリーな名前にしていただかないと。

○渡部座長 その辺はいろいろ工夫していただいていると思ひます。後でまた。

次、日覺委員、お願いします。

○日覺委員 どうもありがとうございます。

私は、今期から知財創造教育推進コンソーシアムの共同会長を拝命いたしまして、20日の推進委員会にも参加しました。

先ほど御説明がありましたとおり、産学官の協力により、知財創造教育のプログラムが集められ、ホームページ上で公開されるなど、取組が進んでいることを実感しています。作成された教育プログラムについては、これをしっかりと活用するための工夫も引き続き検討していただきたいと思ひます。東レにおきましても、出張教育や教材提供などを通

じて、子供たちにもものづくりの楽しさ、科学のおもしろさを教える教育を実施しておりますが、協力要請を待つだけではなく、ネットワークを使って、こちらから理科の先生方へ直接働きかけるアプローチもしております。

また、先生方のモチベーションを上げる仕組みづくりが非常に重要だと思っています。そういった意味では、これは私どもがやっているのですが、東レ科学振興会の理科教育賞という表彰制度を設けていまして、創意と工夫によってすぐれた授業を実践したり、教材を開発したりする理科の先生方を表彰する取組を50年間続けております。知財創造教育におきましても、すぐれた教育を行っている教員を表彰し、その内容を共有するといった取組が有効ではないかと考えています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

原山委員、お願いします。

○原山委員 江村委員の話に近いのですけれども、特に小学校の知財教育に関してです。現場は非常にさまざまな要求がどんどんたまわって、プログラミングも含めてですけども、時間的にないという状況にあって、またプラスアルファの知財教育となると、かなり苦しいというのが現場の声です。でも、その中で強調しなくてはいけないのは創造の部分であって、創造の次に知財の保護が来るということを忘れないように、逆に行ってしまうと本末転倒かなと思ったりします。

そこで、ここでの内容というのは、小学校におけるという学校教育を念頭に置いていらっしゃるのですけれども、どちらかというと学校教育もありながらも、学校外のところはかなり力を入れる必要があるかな。1つの例で言えば、発明クラブなど、既に創造する活動をしているところにプラスアルファとして入れていくほうが効果的ではないかという考えです。ですので、ちょっと広げた形で考えていただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

山田委員、お願いします。

○山田委員 ちょっとポイントがずれているかもしれないのですけれども、最近、高校とか大学で、企業がどういうことをやっているかとか、企業でものづくりをどういうふうに行っているかとかを紹介してくださると言われることが多くて、地元の大学とか高校に出向いてお話しをします。知財とは何かとか、特許をどう書くかというのは、大学では既に教育されているのですが、実際、事業にどう活用するかというところを聞かせてくださいという話になります。

そのときに、知的財産推進計画とか知財ビジョンについてもちょっと触れて紹介させていただくと、国の中央で一体何が話されているのかを聞く機会が学生さんにはまずほとんどないため、ああ、そんなことをやっているのですねという話になります。先生方にも同様に言われるので、教える側が国の全体の方針をまずわかって、それを学生さんたちに落としとしていくのが非常に必要だと思っています。私などが話すのではなくて、ぜひ地方の行

政とか教育関係者にも、今、どういう話をされているかというのを周知していただいて、知財人材を育てる裾野を広げるようにすべきかと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

渡邊委員。

○渡邊委員 教育の実施に当たって、影響が大きいのは、教材と教員だと思います。教材のほうについては、ここに出てくるいろいろな団体からプログラムが提供されているので、これをさらに拡充しながら宣伝して、先生に積極的に使っていただければいいと思いますが、ぜひお願いしたいのは、使った結果の感想というか、よかった、悪かったを含めてフィードバックをしていただけると、次に開発するに当たって非常に役に立ちますものから、それをぜひお願いしたいなと思います。

それから、教員のほうですが、これについては学校の先生に頑張っていただくのはもちろんですが、外部の専門家の活用というものを考えていただければ、現場の生の声を聞くというのも非常にいいと思います。

それから、外部の違った視線を入れることによって、ここに出てくる尖った人材の発見というところにも結びつくのではないかと思います。それに当たって、外部の人材をどの機関にアクセスをすれば、どういう人材を紹介もしくは派遣してもらえるか。そういうデータベースをつくと非常に動かしやすいのではないかと思います。人の場合、自分の地元に近い人材がいいという、コンテンツとは違った観点の整理も必要になってくると思いますので、ぜひその活用を図るためのデータベースというものも考えていただければありがたいなと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。

私は、知的財産に詳しい法曹人材を養成することについての意見を若干申し上げたいと思っております。

御承知のとおり、司法試験には基本科目のほかに選択科目ということがありまして、受験生は労働法とか経済法、知的財産法などの8つの専門法の中から1科目を選択することになっております。この選択科目の制度というのは、この十数年間にわたって、知財に詳しい弁護士の養成に一定の役割を果たしてきたものと私自身は評価しています。

しかし、現在、法科大学院制度改革の一環として、この選択科目制度を廃止するということが提案されております。このことは、知的財産に限らず、各専門法曹の養成ということについて、大きな問題をはらんでいる可能性もありますので、ぜひ慎重に検討してほしいという意見を申し上げておきたいと思っております。知財戦略本部としても、この問題に関心を持っていただきたいということでございます。

ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

久貝委員。

○久貝委員 ありがとうございます。

文科省のほうで、このように知財創造教育について努力していただくのは大変ありがたいと思っております。ただ、私もまだよく勉強すべきだと思いますけれども、これによって、どういう成果といたしますか。政策になりますと、最近はKPIのことを内閣府全体で随分つくっておられると思いますし、成長戦略もそういう話が出ておりますけれども、今でなくてもいいですけれども、どういうKPI、どういうものを目指されるのか、その辺のイメージはまだわからないという感じがいたします。

先ほどおっしゃっていましたが、少年少女発明クラブというものを学校帰りにやっておられますけれども、そういうものを我々はぜひ応援したいと思っておりますけれども、例えば発明家を育てるとか、知財にしても、創造というのは抽象的なものですから、知財ですと権利のイメージが強いものですから、どういう人になってほしいのかというあたりの御検討もまたいただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

長澤委員。

○長澤委員 ありがとうございます。

私は専門家ではないのですが、今、産業界として感じる教育に関する展望は、どちらかというと知識とか記憶力から創造力へシフトしていくことを強く意識しています。そのため、今であれば産業界の協力が得やすい時期であるのではないかと思うので、例えば工場見学のような要望も比較的受け入れやすい体制になっていると思います。知財という言葉を使わなくても、ある製品や著作物を示し、これらを真似されたら困るということを教えるだけでもいいのではないかと思います。文科省様の報告を聞いていて、もう少し思い切ったドラスチックなカリキュラムの変更があるのかなと思ったのですが、そこまでではなかった印象です。ただ、群馬でやっている商品開発施策などは、非常にいい試みだと思って聞いていました。

人材確保については、皆さんが既におっしゃったので割愛しますが、商品開発施策とか、それを地元の商店街で売ってみるとか、どうして売れなかったのだろうかとか、それでどうして利益が上がらなかったのだろうかということを考える機会是非常に大事だと思って聞いていました。もう少し上の年齢、例えば、高校生ぐらいになると、どうしてそれで訴訟が起こるのかということが少しは理解できると思います。そのため、ものづくり、もしくは、ソフトウェアをいじる機会を増やしたらいいと思いましたし、それには企業が非常に協力的であろうと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

1 番目のトピックはよろしいですかね。

それでは、今、御意見いただきましたけれども、内閣府、文部科学省、御意見に対して、コメントございますでしょうか。

○仁科参事官 学校教育以外でも、こういった活動をすべしという御意見、私ども、同じ認識でございまして、コンソーシアムには発明クラブの方にも入っていただいております。教材等も共有していくような方向で考えております。

また、教材を御提供いただいた皆様へのフィードバックにつきましても、今年度の調査研究の中で、今、ホームページに掲載しております教材が使えるかどうか、使えた場合にはどういった問題があったか、どういったところがよかったかということを報告していただくようになっておりますので、その結果につきましても、こちらの検証委のほうに報告させていただきたいと思っております。

また、地域の人材のデータベースにつきましても、先ほど御紹介しました8地域ブロックにおけるコンソーシアムの設立の中で検討していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○渡部座長 文科省。

○大内学校教育官 失礼いたします。

貴重な御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。特に学校の先生方の指導力の部分は非常に大きいところがあると思っております。体系としては、教員の養成の部分と研修の部分と二本立てになっていると思います。養成の部分につきましては、各大学におきまして教員養成課程でこなしていただいている部分があります。それぞれの個別の大学の中でも、山口大学さんとか、知財を含めたカリキュラムをよく御検討いただいているところがありますので、そういった取組というものを引き続き広げていくような形ができればいいのかなと思っております。

また、教員の研修につきましては、現在は国においては、法定研修として年度ごとの研修あるいは免許更新の際の研修というのが中心になっておりまして、実態としては、各都道府県の教育委員会において、それぞれ研修業務を行っていただいているところでございます。

ただ、新学習指導要領におきまして、今回、内容の充実を図ったことについて、これから学習指導要領が実施されるまでの間に、各研修において、いろいろな教科等の指導力の向上に取り組まれていくこととなりますので、そういった取組を通じて充実を図っていくことになろうかと思っております。

それから、外部人材の活用の点、御指摘をたくさん頂戴いたしました。今回の学習指導要領は、特に社会に開かれた教育課程ということで、社会の皆様方の御協力あるいは人的・物的な側面での支援をいただきながら、学校の中でどのような人材を育成するかということと社会と共有しながら取り組んでいこうというのが基本的なコンセプトにもなっております。そういった意味では、お集まりの企業の皆様方も、それから大学の先生方もそのようなのですけれども、ぜひ学校教育の充実ということでお力添えいただければと思っております。

すし、またその仕組み、システムとして、外部人材をどうやって入れていくかというのは、今後、知財事務局とも相談していく必要があると考えております。

貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

○渡部座長 KPIという話も。

○大内学校教育官 失礼いたしました。

KPIの御指摘ですが、個別の施策の取組については、文科省内でも、それから省外の第三者機関を通じて、KPIについてのチェックとして、政策評価を行っているところでございます。それについては、この場では資料を持ち合わせておりませんので、また改めてとさせていただきますかと思っておりますけれども、いずれにしても、育成する人材ということを確認しながら、それぞれの施策がどの程度実効性のあるものとなっているかということについては、きちんと私どもとしても検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○住田局長 今の話と関係するのですが、久貝委員から御指摘のあった、どういう人を育てたいのかということが物すごく大事なところでございますし、近藤委員からも、知財なんて言うから難しいのだというお話があって、全くおっしゃるとおりですけれどもね。

今回、知財創造教育ということでやっている趣旨は、イノベーションを生み出すような、クリエイティブな尖った人をつくりたいということでありまして、どちらかという、従来、久貝委員もおっしゃっていましたが、知財というとなんとなく権利みたいな感じがして、保護なのですかという感じがしてしまうので、そっちへ行きがちなのだけれども、そうじゃなくて、新しいフロンティアを開いていく尖った人材というものをどうやって増やしていくか。

そういう意味で、KPIのつくり方も大変難しく、従来型のKPIの発想だと多分だめだと思うので、KPIのつくり方自体がすごくクリエイティブでないといけないという面で、文科省のほうでも非常に苦労していらっしゃるだろうと思っておりますけれども、狙いとしては、知財創造人材といった意味は、まさにイノベーションの担い手である人だと。それが増えていけば、そういう人たちが出してきたクリエイティブな発想というものを、どうやってリスペクトしていくかという話になっていくので、おのずと保護であったりというところの面も充実してくるだろうと考えております。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、次の項目に移らせていただきます。「産学連携の加速、ベンチャー支援」につきまして、各省庁及び委員からの説明をいただいた後に意見交換させていただきます。

それでは、文部科学省、経済産業省、特許庁からの説明ということで、まず文部科学省から説明いただければと思います。

○村瀬室長 文科省でございます。

お手元資料3-3を御用意いただきたいと思っております。私のほうから4点、御報告いたしたいと思っております。

まず、1 ページ目でございますけれども、オープンイノベーションという現在の社会的な潮流の中で、本項目につきましては、大学におけるマネタイズと申し上げていいかと思いますが、そういった取組を推進していくためのエンジンを整えていくという観点から事業を執行しているもので、今年度から展開してございます。

1 ページ冒頭、上段に青、障害要因、赤、対策と書いてございますが、青に記載のとおり、ごらんのような、とりわけアメリカと比較した場合の課題があるということでございまして、先ほど冒頭御紹介いただきました本委員会における課題と軌を一にするものかと思っております。

そういったものを受けまして、赤のところでございますけれども、大型の共同研究を集中的にマネジメントする体制を整備しようということでございまして、プロフェッショナル人材を整備する。産業界で経験豊富な方を配置する。そのような財政支援を行ってございます。

あわせて、学区内におきましては、すぐれた研究者がオープンイノベーションを展開するといった部局を超えて組織化を図ろうということでございまして、これにつきましては、企業への提案型の産学連携といったものを実現しようという狙いがあるわけでございます。今年度、このオープンイノベーション機構の整備ということをして8大学採択して、現在展開しているところでございます。

右下にございますとおり、競争領域、青、それから非競争領域、共同研究コンソーシアムということで、一気通貫で連携しながらやっていこうというものでございます。

3 ページがオープンイノベーション機構の組織図になってございまして、学長直下ということで、役員がこのオープンイノベーション機構の機構長を務めるということで、大学本部がしっかりとコミットしながら展開していくというしつらえが必要になってございます。プロジェクト部門をある意味マネジメント部門が頭に立つ形で、アウトプット、スピード感、リスク管理といったものをしっかりとやっていくというものでございます。

2 点目、重点項目27でございます。7 ページでございます。先ほどオープンイノベーションを各個別の大学で重点化していくという話を申し上げましたが、こちらはどちらかというと地方間格差の是正といった観点でございます。知財活用・評価の観点からそれを図っていこうというものでございます。

背景・課題ということで2 点書いてございますけれども、我が国の大学における知財収入は一部の大学に偏在しておりまして、総額といたしましても28年度で35億円にとどまっているということでございます。

とりわけ、右側の技術移転活動という観点では、産業集積地に特許出願等も偏っているということで、地方に埋もれた有用な知財をしっかりと展開していく。また、企業からも大学知財へのアクセスを向上しようということで、右下にイメージ図を描いてございますけれども、ごらんのような大学・産業界、TLOのネットワークの強化を図ってハブをつくっていこうという狙いでございます。これは、昨年度まで契約モデルということで、さくら

ツールというものにつきまして調査研究を進めてきましたけれども、そういったものとあわせて知財活用を図っていこうというものでございます。

それから、3点目、8ページ目、リサーチ・アドミニストレーターというものでございますが、これはただいま申し上げましたマクロの面でのイノベーションの推進、産学連携の推進というものがあるわけでございますが、これを支える担い手として、ミクロの観点から、プレーヤーの質的な充実を図ろうというものでございます。

背景・課題のところにも3つほど○を付してございますけれども、1点目で、大学への配置を23年度以降進めてきて、現在1000人近くいるという格好になってございます。

ただ、このURAをめぐるまは、2つ目の○にございますけれども、極めて高度な内容が求められる割には、大学に入ってから専門的な研修機会が不足している。スキルアップさせるための体系的なシステムが課題であるということから、今般、研修の充実とあわせて認定制度というものを設けようということを考えてございまして、これによりURAの質保証を図って、ひいては大学の研究力の充実を図ってまいりたい、かような趣旨で行っていくものでございます。

4点目が最後の11ページになるわけでございますが、国立大学における新株予約権の取得といったものでございます。これにつきましては、平成29年8月に既に全国の各大学に通知を発出しているところでございまして、この通知の趣旨につきまして、引き続きその周知に努めていくという形で取組を推進しているところでございます。

私からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

経済産業省、お願いします。

○稲畑補佐 経済産業省でございます。

文科省から、先ほど最後に御説明のあった国立大学における株式・新株予約権の取得・保有について、経済産業省でも文科省と相談させていただきながら推進してございますので、その点について御説明させていただきます。資料3-4をごらんください。

本委員会の座長でいらっしゃいます渡部先生に、こちらでも座長になっていただいて、経済産業省では大学発ベンチャーのあり方について、昨年6月に報告書を取りまとめました。この中で、大学による大学発ベンチャーのエクイティ取得を進めるべきであるということをお提言いただきましたので、2ページ目をごらんいただけますでしょうか。今年度、経済産業省で委員会を設けまして、文科省から出された通知、あるいは先般の研究開発力強化法の改正を踏まえまして、大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得に関する手引きの策定というものを進めてございます。

右下に検討メンバーが書いてございますけれども、東大の各務先生に座長を、本日いらしている山本委員にも検討委員になっていただきまして、検討を進めてございます。

スケジュールに関しては、左下に書いてございます。来月3月の下旬に最終回の委員会を行う予定でして、そこで委員会としてまとめていただいたものをもとに、経済産業省と

して手引きを作成したいと考えてございます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、特許庁から説明いただきます。

○今村課長 ありがとうございます。

特許庁からは、資料3-5に基づきまして、ベンチャー、大学に向けた、特許庁が行っております知財関連施策について御紹介させていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、2ページ目になります。まず、ベンチャーのスタートアップのスピード感に対応した審査ということでございまして、上にありますように、スタートアップで、シリーズA、シリーズBといった資金調達を13カ月から16カ月で、次の資金を調達しなければいけない。このスピード感に合わせまして、知財を取っていただく、特許を権利として取っていただけるように、下にありますように、スーパー早期審査というものを昨年の7月9日から開始してございます。

ここにありますように、通常の審査であれば、1次審査までに大体9.3カ月、最終処分、権利が取れるまでに約14カ月かかっているところが、スーパー早期審査でいきますと、最終処分までに約2.5カ月。これまでのデータを見ますと、一月程度で権利が取得できているといった状況でございます。2019年1月末時点での実績は、そこに書いてありますとおり、スーパー早期審査については約80件、76件が申請されているという状況でございます。

それから、めくっていただきまして、3ページ目ですけれども、ハンズオン支援ということで、知財アクセラレーションプログラム（IPAS）と呼ばれているプログラムを開始してございます。これも今年度から開始してございます。これは、創業期のスタートアップで知財意識を持っている者が約2割という調査結果があります。知財を取得する時間がないとか、そもそも知財を知らないとか、専門家とつながりがないといったものが主な理由のようです。この知財アクセラレーションプログラムの中では知財メンタリングチームというものを構成しスタートアップ10社に派遣して支援をしてございます。

このメンタリングチームは、スタートアップ企業が有している課題ごとにビジネスと知財の専門家、ビジネスの専門家としては、例えば、VCであったり、アクセラレーターであったり、知財専門家としては、弁理士さん、弁護士さんといった方をチームアップして送ってございます。知財専門家の登録につきましては、弁理士会様にも御依頼させていただいておりまして、知財、ビジネスの専門家の総登録人数は約250名以上ということで、多くの専門家の方に登録いただいているということでございます。来年も少し拡充しまして、15社程度のスタートアップ支援を継続していきたいと思っております。

次の4ページ目ですが、実際にIPASのプログラムの中で出てきた支援事例ということで記載させていただいております。知財の問題だけでなく、そもそもビジネスの仕組みがうまくいっていなかったようなスタートアップもおりまして、知財の専門家とビジネスの専門家をマッチアップして送ったというところが、かなりいい効果を上げています。

それから、めくっていただきまして、5ページ目ですけれども、特許庁もスタートアップへの支援を始めましたが、皆さんになかなか知っていただけていないということもございまして、スタートアップさんが多く参加するようなセミナー、イベントに顔を出しまして、まず、こういった特許庁がやっているプログラムを御紹介させていただきました。

それから、6ページ目ですけれども、情報発信ということでございまして、従来から特許庁のホームページがございまして、特にスタートアップ向けに役所らしからぬコンテンツをつくりまして、ここにありますように、まず起業をお考えの方にとということで、スタートアップの方にはまず見ていただいて、何をすべきか、何をしたらいいのかということがわかりやすいようなコンテンツをつくってございます。

それから、次の7ページ目ですが、こちらは来年度の予算で考えているものでございます。大学へのリサーチメンターの派遣ということでございます。先ほど文科省様からもありましたが、大学にいるURA、リサーチ・アドミニストレーターの方たちが研究者の近くにおりますし、あとは大学の中の知財をしっかり取っていくというところに対して、触媒となって活躍が期待できるということもございます。

研究者やURAと一緒に大学における発明の発掘といったところに御協力いただけないかということで、下にありますように、専門家を登録制にしようかと思っています。こういったリサーチメンターをURAの皆様のもとに送りまして、URAの皆様の研修、知財に対する知識の提供といったことをしまして、一緒に大学の先生、研究者のところへ個別訪問しまして、先生が今、何をやっているのか。その先生に対して、こういったものは知財を取ったほうがいいですよ、取れますよということを情報提供する。これによって、研究成果が埋もれないようにする。また、研究者の方の知財意識も啓発したいと考えております。

そこから生まれてきた知財は、大学の産連本部、TLOといったところにつなぎまして、さらに企業との連携、それから、企業と連携する際にどんな権利を取ったほうがいいのかといったところまでアドバイスするというプログラムを考えてございます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、この「産学連携の加速、ベンチャー支援」について御意見をいただければと思います。また名札を立てていただければと思います。いかがでしょうか。

山本委員から。

○山本委員 昔からずっと言い続けているのですが、ライセンス収入に関しては、大学が法人化されるときから大学間格差は広がるでしょうと言っていましたし、今後も広がると思っています。ですが、産学連携でおこなっている大学の経営層は、現場でどういう問題が起こっているかというのがいま一つ把握できていないし、いろいろな施策が出るのですが、具体性に欠けるものがある。

何を申し上げたいかということ、ぜひここに対する啓蒙活動を行っていただかないと、これがなかなか進んでいかないかなと。例えば、新株予約権とかも、大学の財務の人が大体

反対して、どうしていいかわからない。会計处理的な問題で前例がないということで反対されて、ベンチャー促進ができないということが各大学で起こっている。今は、京大も阪大も九州大学も新株予約権はどんどん積極的にという話なので、だんだん変わっているのですが、まだ全くおくらせている大学もあるので、ぜひ啓蒙活動を行っていただきたいということです。

2点目が新株予約権ですが、米国では、大学発ベンチャーはストックオプションは25%持っていることが一般です。米国は新株予約権という概念がないので、ストックオプションは新株予約権とはもちろん違いますが、日本はストックオプションは10%というのが常識のように運用されています。実は、これは規制はないのですが、平成9年商法改正で10%というのがあって、その後、13年改正でその規制は撤廃されているのですが、あたかも10%というガイドラインがあるように運用されている。

なので、ハイリスク、ハイリターンをとる人はベンチャーにどんどん行くという流れをつくっていくためには、これは規制がないのにそっちに持っていくというのは難しいのですが、日本の大学発ベンチャーとかもストックオプション25%持てるように誘導するようなことをぜひ検討いただきたいと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

渡邊委員。

○渡邊委員 ありがとうございます。

大学の情報管理についてですけれども、大学の教職員でしたら従業員ですので、企業の指針がある程度使えるのではないかと思います。問題は学生だと思います。大学の研究開発は学生の教育の一環でもありますし、学生は教育を受けるために授業料を払って来ている。卒業後は、ほとんどの学生はどこかの企業に勤める。そういう立場の学生に対して、どこまで情報管理をやるのか。学生の不利にならないような状態でうまくやらなければいけないのですが、大学に任せているとなかなか難しいと思うので、どこかの機関でその指針を早く作らなければいけないのではないかと思います。

それから、学生に対して、大学での情報管理の重要性を認識していただく。知財教育の中にそれをしっかり入れて学生に認識してもらおうということをやっていかなければいけないのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

原山委員。

○原山委員 産学連携に関しては、日本の場合、かれこれ20年の歴史でさまざまな施策を打ってきているという背景があるのですが、先ほど文科省のほうのオープンイノベーション機構とか研究プラットフォームですか。さまざまな新たな仕掛けをどんどん埋め込むということは、1つは、逆を言えば、大学内での複雑性がどんどん増していくわけです。そ

れに対するマネジメントに関しては、コストもかかるわけです。それから、内部の人から見たときも、何が何をして、どういう関係性がある、その中に入っている当事者じゃないとわからない組織になってしまう。

それに対して、これから考えるときにはつけ足すというロジックだけではなく、いかにシンプルにしていくか、いかにわかりやすい組織にしていくか。なるべくインプットは少なく、かつ効果のあるものに持っていく、その辺の視点の配慮がないと、これからますます、この流れはとまらないのかなというのがあります。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員。

○林委員 ありがとうございます。

幾つかあるのですが、ただいま山本委員とか原山委員からお話のあった点というのは、これらのいろいろな施策をしていく上では大学改革ですね。特に財政面の大学改革、もうちょっと整理するということなしには進まないのではないかと思いますので、ぜひそれも文科省にお願いしたいと思います。

それから、2点目ですが、先ほど資料3-3で文科省のほうから、いろいろなハブですとかの取組のお話の中にさくらツールというものを提供していただきましたけれども、これは別に契約書のひな形を普及させようという話ではなくて、まさに啓蒙の話でして、事業戦略を実現するツールとして契約があるのだということを実践していただくための考慮要素とか、それから解決方法の引き出しを、このひな形ということできくらツールというもので出しておりますので、今後、新しく産学連携とかハブをつくる中でも、それを上手に使っていただければと思います。

それから、3点目ですけれども、先ほど渡邊委員から、大学内の学生の情報管理についてのお話がありました。これについては、渡部先生がたしか座長でいらしたと思うのですが、文科省でリスクマネジメントの研究をこれまで、営業秘密だけでなく、情報管理を含めてされていまして、たしかガイドラインとかも出したことがあると思います。学生から誓約書をとるとか、企業派遣についてはどうするかということも詰めておりますので、あとは実践の問題かなと思っております。

以上です。

○渡部座長 先は渡邊委員で、後のほうは私です。

土生委員、お願いします。

○土生委員 ありがとうございます。

私のほうからは、特許庁のベンチャー支援に対するコメントですけれども、まず全体として、イベントの情報とかをよく見かけて、すばらしい立ち上がりの動きができています。一番いいところは、受け身じゃなくて、こちらから乗り込んでいくというスタンスができていところがすばらしい。ベンチャーのネットワークは、こちらの本気度が伝わらないと、なかなか相手にしてもらえないという世界の中で、非常に積極的

な動きができてきているというのが第1点。ここは非常にすばらしいので続けていただきたい。メンバーがそういうセンスのある方々がそろっていることのあらわれではないかなと思います。

その上で、私も20年ぐらい前の第3次ベンチャーブームのときに官民の真ん中ぐらいでベンチャーをやっていた経験からして、2点ほど、これから注意していただきたいことを申し上げます。1つ目は、ベンチャーのネットワークは、突っ込めば突っ込むほど、組織より人でつながっていくようになるので、そのときにどうしても障害になるのが人事制度、ローテーションの問題が出てくると思うので、組織のいろいろな制約はあると思うのですけれども、ベンチャーに本当にはまってネットワークを築いて動ける人は、なるべく長く担当できるような人事ローテーションの柔軟性を工夫していただきたいということが1点目です。

もう一つは、20年ぐらい前の第3次ベンチャーブームのときにも、新規事業法という法律をつくったりして、行政が随分支援したのですが、行政が支援したベンチャーはことごとく失敗しています。私がベンチャー投資をやっていた頃には、行政が支援しているベンチャーは大体だめで、そうじゃないところに有望な投資先があるみたいなことがあったのですけれども、その失敗にぜひ学んでいただきたいと思うのです。新規性とか、そっちにこだわり過ぎて、マーケットの動きをなかなか見られなかったというのが大きな要因だったかと思います。

ですので、もちろん知財だけじゃなくて、マーケットがどう動いているか。特に、最近のIPOでどんな会社が評価されて、どういうふうに成長して、どういうふうに出場しているかということも勉強して、現実感のあるサポートを皆さんにぜひ心がけてほしいなと思います。

ホームページのコンテンツもビジュアルが非常によくて、すばらしいと思うのですが、内容がまだ堅い感じがする。制度論とかが多い印象があるので、もっと事例紹介とかを増やしたほうがよいのでは。例えば、IPOをした会社の知財がこういうふうになっているとか、リアルなマーケット寄りの情報があるとすごくいいかなと思います。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

日覺委員。

○日覺委員 経団連では、ベンチャーや大学を含めたイノベーションのエコシステムをつくるべく、かねてから主張しており、産学連携やベンチャー支援等を含めた施策を提言しております。この産学連携につきましては、お互いの違いや得意分野を理解した上で手を組むことに意義があると思っています。大学は基礎研究、国研は橋渡し研究、企業は実用化研究と、役割分担を明確にしつつ、相互の強みを生かした連携を強化し、我が国全体としてイノベーションの促進につながるような施策を講じていただきたいと思っています。

特に、学理を見つける基礎研究については、日本の強みの基礎となるものであり、これ

は大学にしかできない重要な役割であると認識しております。ですから、特に大学について、短期思考ではなく、中長期的な視点で検討を行うことができる環境整備に取り組んでいただきたいと思っています。

また、企業では、安全保障貿易等の観点から機微技術の管理を強化しております。企業が安心して大学と共同研究できるように、大学側には安全保障貿易を考慮した情報管理の体制づくりをお願いしたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

長澤委員。

○長澤委員 1点だけ。

我々の会社の中でも社内ベンチャー、スピンアウト、M&Aでできた会社において新規事業をやらせてほしいという話がよくありますが、事業計画書を見ると、まずR&D投資が始まって、3年目、4年目ぐらいに累積赤字が最高に達して、どこからかで損益分岐点を超えて累積赤字が減っていく。その後、最終的には累積赤字が解消するといった、バラ色の絵を描いてきますが、なかなかそうは行かないものです。何が言いたいかというと、4年、5年、7年ぐらいがキーポイントで、デスバレーと言われていることと通じるのかもしれない。

新株予約権は一つの方法であろうかと思いますが、それ以外でも、ライセンスの出し方によっては結構工夫ができると思います。我々がよくやるのは、当初5年間は無償。但し、長期計画にして、損益分岐点を越えた売り上げになったときに、その売り上げ、もしくは、利益から一定の料率のライセンス料を支払っていただく。そのかわりその料率は最初からライセンス料を取る場合に比べれば高いというやり方もあるので、新株予約権だけに頼らなくても、そういうやり方を考えていただければいいのではないかと思います。

特に、これは文科省様の4ページ目にあるように、各大学のライセンス収入を公表してしまうと、最近では大学とかTLOさんにも知財の専門家が入ってくるので、本来の目的を見失いライセンス収入を当初から追及することになるので、事業の成功に対しては逆効果になっていくと思います。実際に大学関係の方々との交渉においても、早くお金が欲しいという傾向が出てきているように感じます。うちの大学は毎年ライセンス料をもらうのがルールになっていますという話も聞くので、そうではなくて、ベンチャーを育てる意味では、事業が成功するまで、もう少し猶予があるライセンス契約というのでいいのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。

各府省からのさまざまな施策の紹介について、全く異論はありません。ぜひ積極的に進

めていただきたいと思います。

私のほうから、もし可能ならば、追加的にこういうことも検討してもらえないかというのを1つ提案させていただこうと思っております。発言の時間がないと思って、参考資料6につけておりますが、そのことの繰り返しになりますが、国研等における研究人材に対する研究成果のビジネス化の支援ということで、2点ほど提案させていただこうと思っております。

1つは、アメリカのNIH、国立衛生研究所の中に職員に対する研究機関があって、さまざまなことを勉強することができます。そのうちの一つのコースとして、研究者が自分の研究成果をビジネス化するためのビジネスプランを作成するスキルを与える。4週間から6週間ぐらいの集中コースですが、こういったコースもあります。日本においても、こういうコースといますか、教育プログラムを用意することをぜひ検討してもらえないか。

もちろん、各研究機関にこういった教育センターを設けることは現実的ではないと思いますので、全国にあるさまざまな国研の方たちが1カ所で学べるようなやり方でもいいと思います。多くの私立大学・国立大学には、ビジネススクールとして、このような集中講義を持っているところもありますので、そういったところを使って全国の国研の研究所や公設試の研究者が参加できるようにするというのはどうかなという提案です。

もう一つ、これに関連して、国研等の研究者の休職制度の柔軟化ということです。研究者が自分の研究成果をビジネス化することが推奨されますけれども、みずから退職してベンチャーを立ち上げることには躊躇するのではないか。他方で、余り甘やかすとベンチャーではないのではないかということにもなってしまうのですが、できれば3年、5年ぐらい、もとの研究職に戻れるような仕組みを考えてもらえないかということでございます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

近藤委員。

○近藤委員 御説明ありがとうございました。

文部科学省の説明でオープンイノベーションを大型化というか、そういう仕組みをいろいろと述べていただきまして、ありがとうございました。

懸念しているのは、大型化を目的にして、あるいは産業界から幾ら研究資金を得たというのがKPIみたいに見える化されてしまうと、それが目的のような運用をされるといけない。あくまでも産学連携の結果、社会実装を早くして、世の中をよりよくしていくということが目的なのだということをしっかり浸透させた上で、これをぜひとも運用していただきたいというのがお願いです。そういう意味でも、クリエイティブマネジャーとか、そういう方の能力が非常に重要じゃないかと思っておりますので、そういうマネジャーをどうやって育てるか、たくさん配置するというのも検討いただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

久貝委員、お願いします。

○久貝委員 ありがとうございます。

今、近藤委員がおっしゃったのと近いことかもしれないのですが、大学が独法化されまして収入が必要だということになって、1つのKPIでライセンス収入を重視されていると思います。一方で、私、中小企業の団体の者ですから、そういう立場から言いますと、特に地方の大学の知財とか知恵をいただきたいという声があります。

ただ、それに対する対価がすぐには出せないということで、よく知られている事例ですけれども、山口大学とか、特許の無償開放をなさっている。それを使って地方の企業が新しい製品を開発して、それが税や雇用に貢献する。そういうのが地方創生という観点から、特に進めるべき基準ではないかと思っております。そういう点で、地方創生の観点も少し入れていただくとありがたいです。

もう一つは、原山委員もおっしゃっていたのですが、文科省の産学連携の組織が、だんだん機構なり組織化されていると私ども、感じますけれども、それによって成果がどうなっているのかということです。もっとシンプルにというのは、まさに私もそう思っております。昔は、大学の先生、京都の村田製作所なんか特にそうですね、京焼とか清水焼の技術をうまく工学的な製品に使いえないかということで、京大の若い先生に相談しているうちにああいうふうになって非常に成長した。先生の個人指導が重要で大学の組織は全く入っていないわけです。あるいは、創薬の特許についてもそうだと思います。

その技術を開発した先生がその技術を一番よく知って、その先生と企業が組むことで、それが薬になり、大きな売り上げにつながっている例が過去に多い。そこに大学という組織が前面に出る産学連携と、果たしてどっちがいいのかということも考えていくべきではないかと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

梶原委員。

○梶原委員 ありがとうございます。

大学発ベンチャーの新株予約権が取得できるという件で、これからガイドラインをつくり、周知に努めるということですが、早く、効率よく展開できる場の設定を御検討いただければと思います。

また、大学の管理体制についてですが、企業から、日本の大学の管理体制は弱いという、ネガティブな表現を使うことが過去にありましたが、各大学がどのように改善しているのか、どのように取り組んでいるのかということが明らかになると、企業側で、大学との産学連携のハードルが下がってくるように思います。

特許庁の資料で質問させていただきます。専門家250人の登録があり、新たにリサーチメンターをつけて改革を進めていくということですが、それぞれの方のクオリフィケーションなど、どういった方々をそこに充てるのかということについて御説明いただければと思

います。

○渡部座長 では、江村委員、お願いします。

○江村委員 ありがとうございます。

皆様がおっしゃったこととかなり共通している部分があるのですけれども、産学連携もオープンイノベーションも手段なので、何をゴールにするかというところをもう一回見直す必要があると思います。今日の資料で言うと、どうしても大学が主語になっている所があると思いますけれども、今、一番言われているのは、最適なエコシステムをどう作るかということだと思います。ピースが欠けているものを作って、産学連携だ、オープンイノベーションだと言ってしまっているところをどうやって変えていくかというのが一番のチャレンジだと思っていて、そういった視点からの議論を始めないと、仕組みの議論に終始してしまうので、その辺の検討をぜひお願いしたいと思います。

○渡部座長 相澤委員、お願いします。

○相澤委員 まさにベンチャー、産学連携、投資ということになりますので、昨年来、住田事務局長のもとで進められています、知財の価値評価。これがまさに投資を円滑に持続的に行うことで非常に重要になるのではないかと思います。この検討を引き続き継続されることを期待したいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

大体よろしいでしょうか。

それでは、今、御意見いただいたことに対して、各省庁よりコメントございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

文科省。

○村瀬室長 文科省でございます。御指摘ありがとうございます。

多方面にわたって御指摘いただきましたので、概括して申し上げますと、今、私たち、文教行政におきましては、大学における経営改革というのは、産学連携が大きな柱になっているということでございます。産学連携を柱にして大学改革を進めているということでございまして、例えば国立大学におきましても運営費交付金等を配付しているわけですが、産学連携の取組状況を一つの観点として配分していくといった取組を今後進めていこうとしているところでございます。

そして、その産学連携が手段じゃなくて、目的はエコシステムなのだ、本当におっしゃるとおりでございます、そのためにいかに円滑に進めていくのかという観点から、2年前になりますけれども、ここにおいで先生方にも御指導賜りまして、共同研究強化のためのガイドラインといったものを定めてございます。資金・人材・知識をうまく好循環していくようにというものでございます。

こういった中で、先ほどございましたリスクマネジメントあるいは秘密管理といった部分につきましても、しっかりと示してございますので、徹底していきたいと考えているところでございますが、そのうちのひとつといたしまして、例えば私ども、いろいろな事業の

中で各大学あるいは企業の方と一緒にあって意見交換する場といったものを、経済団体も含めまして各地でやってございますので、よりそのあたり、きめ細かくやってまいりたい。

私のほうからは以上でございます。

○渡部座長 組織が複雑になり過ぎるという話も。

○村瀬室長 その点は済みません、おっしゃるとおりでございますして、今年度は立ち上げの時期なので、産みの苦しみのところがちょっとあろうかと思っております。大学によっても、そのこのところにつきましては、どのように展開していくのかという姿勢がそれぞれあるところがございますして、ざっくり申し上げますと、このオープンイノベーション機構というものは、ある意味大型のものをそこで担っていく役割である。あるいは、従来の産連本部というのは、学内全体を見渡して、裾野の広がりといったところを見ていく。

大きな大学さんはそのようなトライをしている一方で、単科大学に近いような学校さんですと、オープンイノベーション機構のところを一括して取り込みながら、とりわけ大型のものに注力していくということで考えている学校さんもあるところがございます。

引き続き努力していきたいと思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。

○北野室長 文部科学省国立大学戦略室長の北野でございます。

先ほど、新株予約権の取得、財務部が反対するというお話も山本委員からいただいておりました。先ほど、経産省から説明させていただきました新株予約権取得等に関する手引きにつきましては、我々のほうも参考にさせていただいて一緒に進めているところがございますして、経産省と一緒にしまして、当省のほうで国立大学関係の会議等、幾つもございますので、その中でしっかりと周知する中で、財務部等も含めて積極的な取得に努めるよう促していきたいと思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。

経産省、特許庁、ありますか。

○今村課長 ありがとうございます。

まず、土生委員のほうから御指摘いただきましたスタートアップは、特に人でつながっているということで、まさに我々もそう思っておりますので、ここは継続的につながりが維持できるような形にさせていただきたいと思っております。

それから、サイトも今、制度論が結構多くなっているというお話がありました。今年度の支援事例をうまくまとめて、事例集といった形とか、そういったコンテンツを盛り込んでいきたいと考えております。

それから、梶原委員のほうから御質問がありました、まず、スタートアップの専門家のクオリフィケーションにつきましては、今年度は専門家の委員会を親委員会として設けまして、こちらの専門家の委員会のほうに先輩のスタートアップであったり、VC、アクセラレーターとか、スタートアップ経験の豊富な弁理士とか弁護士さん、こういった方たちからなる専門家委員会を組みまして、各スタートアップにピッチをさせていただいて、それぞ

れのスタートアップが持っている課題を聞いて、そこでどういう専門家を充てるのがいいかというのを議論させていただいた上でマッチアップして派遣しております。支援をする中で評価しながら、課題と専門家がちょっと違うねというところは随時変更したりといったやり方をしておりました。

大学のほうも同じような形を今、考えておりました、委員会みたいなところを設けて、その中で大学に合った人材を送るということを考えております。特に、大学のほうは専門の技術分野が全然違ってきますので、送る先の技術に詳しい人をしっかりと選んで送りたいと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

あと、高倉委員から国研の方にビジネスプランという話。あれは、EDGE-NEXTの事業で産総研なども入ってきて、国研の人だけを集めるよりは、大学とか企業の人が入ってやったほうがいいかもしれないですね。そういうものはちょっと確認していただけたら。

それでは、次の課題に移らせていただきます。「知財を巡る国際情勢」についてということで、知的財産全般に係る国際情勢中心に経済産業省から説明いただいた後、意見交換させていただきます。本日の委員会では、知財を巡る国際情勢の観点から、知財推進計画や、この委員会で取り扱うべき論点について、幅広い御意見をいただければと思います。

それでは、経済産業省からの説明をお願いいたします。

○横山係長 経済産業省でございます。

本日は、「知財を巡る国際情勢」というテーマで発表いたします。資料は、資料3-6を使用いたします。

まず、私ども通商機構部知財チームを簡単に御紹介させていただきますと、主にWTOのTRIPS協定に関することと、経済連携協定における知財分野、知財章に関する業務を主に担当しております、その観点から、知財を巡る国際情勢についてお話いたします。

では、スライドの1ページ目をごらんください。本日の発表の目次でございます。スライドの御説明をする前に、まず、私どもで開催している国際知財制度研究会という研究会について簡単に御紹介いたします。

国際知財制度研究会につきましては、こちらの委員会の委員でいらっしゃいます相澤委員、高倉委員、長澤委員を初め、16名の委員の皆様にお集まりいただいて御議論いただいております。知財に関する最近の国際的な課題、特に日本企業が国際的な活動を行うに当たって重要と思われること、影響を与えられると思われる最近の課題などについて議論を行っております。これから発表する内容につきましては、主に今年度の国際知財制度研究会で議論したことや、調査を行ったことが中心となっております。

それでは、スライドの2ページ目をごらんください。まず、WTOやWIPOにおける最近の議論の状況について御紹介しております。

WTOのTRIPS理事会については、ここ最近は協定改正などの大きな動きはございませんが、

毎年通常会合が年に3回、ジュネーブで行われておりまして、「TRIPS協定と生物多様性条約」「知財とイノベーション」「知財と公共の利益」などの議題について議論を行っております。

また、TRIPS協定に関する紛争案件につきまして、最近の大きな事件としましては、豪州たばこプレインパッケージ事件がございます。オーストラリアでは、公衆衛生政策の観点から、たばこの販売に際してパッケージにつける商標を制限する規制がございます。この措置がTRIPS協定等に違反するとして、複数の国がWTOに提訴した案件でございます。

こちらは、2018年6月にパネルの最終報告書が出されておりました、さまざまな論点がございますけれども、例えば商標の保護は、第三者の使用を排除する消極的権利にとどまるのか、あるいは積極的に使用する権利まで含まれるのかなどの論点について議論がございましたが、オーストラリアの措置はTRIPS協定に違反しないということが結論づけられております。

次に、スライドの3ページ目をごらんください。我が国の経済連携協定に関する最近の動きについて御紹介いたします。

まず、CPTPP、いわゆるTPP11が昨年末に発効しました。TPP12からTPP11で凍結された条文のうち、約半分が知財に関する条文となっております。

次に、日EU・EPAにつきまして、今月初めに発効しております。もともと日本もEUも高いレベルの知財保護制度がございますので、本協定の知財章はTRIPS協定よりも高度で詳細な内容となっております。

その他、本協定の特徴としましては、双方で保護される地理的表示、GIのリストが交換されたことかと思いますが、日本の神戸ビーフや日本酒などの地理的表示がEUでも保護されるようになります。

また、現在交渉中の協定に関しましては、日中韓、オーストラリア、ニュージーランド、インド、ASEANを含む広域をカバーする東アジア地域包括的経済連携（RCEP）と、二国間の日トルコEPA協定等が現在交渉中でございます。

また、経済連携協定につきましては、提携済みのEPAの実効性についての調査を本年度行いました。対象地域のASEAN各国におきまして、既に経済連携協定を発効済みでございますけれども、それぞれの協定の中でも知的財産に関する規定も盛り込まれております。交渉義務の原則廃止など、手続簡素化、透明化に関する規定。また、外国周知商標を保護するなどの知財の保護強化に関する規定。あとは、税関差止の対象となる権利を拡大するなどエンフォースメント強化などの規定がございまして、TRIPS協定よりも上回る規定が盛り込まれております。

このような協定上の明示的な義務について、実は実践・運用が伴っていないのではないかという問題意識がございまして、このような調査を行った経緯でございます。ヒアリング調査と質問票調査をしました結果、EPA実効性については多くの課題があることがわかりました。特に、公証義務が依然として求められていることなどや、税関での模倣品差止め

が不十分であるといったことなど。また、審査が遅いということについて、多くの企業の方から問題点として示されました。調査結果につきましては、今後のEPAの見直し交渉などに役立てていく必要があると考えております。

次に、スライドの4ページ目をごらんください。米国及び欧州の状況について、お話いたします。

まず、米国につきましては、中国との間での通商紛争が大きな話題となっているところでございます。これらの一連の発端ともなった、米国が発表した通商法301条に基づく調査報告書では、中国の知的財産政策について、特に技術ライセンスに関して内外差別的な制度が問題の一つとして指摘されています。この点については、TRIPS協定等に違反するとして、米国は2018年3月にWTOにおいて紛争解決手続に基づく協議要請を行いました。しかしながら、問題解決に至らなかったため、昨年11月にパネルが設置されております。

また、EUも2018年6月に中国のライセンス規制等についてWTOに協議要請を行っております。

次に、EUの状況につきましては、Brexitが最大の関心事になるかと思っておりますけれども、知財分野については、特に共同体意匠及びEU商標の登録や、継続中の出願がどうなるのかといった点が注目されることになるかと思っております。この点については、昨年9月に合意なき離脱となった場合の知財関係のガイダンスが英国政府から発表されていて、登録済みの共同体意匠、EU商標については、2019年3月以降もそのまま英国でほぼ受けることができるということが示されていますけれども、こちらはあくまでもガイダンスということですので、今後どのように法的な整理がなされていくのか、引き続き注視していく必要があると思っております。

次に、スライドの5ページ目をごらんください。医薬品分野における最近の動きにつきまして御紹介いたします。

医薬品分野における動きですけれども、薬の価格については、WHOを初め、国際的に議論されているところでございます。こちらのオーストラリアの事案につきましては、オーストラリアなどの先進国においても、新薬の開発を行う企業が余り多くない国においては、特許権を制限するような傾向にあるということが背景にあるようです。

また、新興国や途上国においては、強制実施権が発動されたり、強制実施権の制度を利用して薬の価格の制限が行われているという状況でございます。

続いて、標準必須特許に関する最近の動きでございます。日本では、2018年6月に特許庁から「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」が公表されたところでございますが、米国では、長年にわたって標準必須特許に関する議論や判例が積み重ねられてきたため、標準必須特許の権利行使の制限やロイヤリティ算定の考え方については、整理されつつあるといった状況でございます。

また、欧州におきましても、欧州委員会のコミュニケーションの発表や、専門家グループの立ち上げによって、欧州全体で標準必須特許に対する議論の方向性はまとまりつつあ

るといった状況でございます。

また、中国につきましては、裁判所が標準必須特許のガイドラインを公表して、関連する判例も出てきておりますけれども、欧米諸国に比べると、まだ動き始めたところであるというところで、今後の判例の蓄積が注目されるという状況でございます。

続いて、スライドの6ページ目をごらんください。次に、デジタルコンテンツ分野における知財侵害に関する動きでございます。

最近の侵害態様としましては、現在は海賊版DVDなどがほとんど流通しておらず、インターネット上の侵害が主流となっております、その中でもSNSを利用した不正ストーリーミングや、ジオブロックを利用して捜査を回避するなどして、より摘発が難しい状況となっております。

このようなインターネット上の侵害に対して、イギリスでは、ウェブサイトが著作権を侵害している場合に、権利者が1988年著作権意匠特許法（CDPA法）に基づいて、ウェブサイトのアクセスを遮断する、差止め命令を求めることが認められております。

また、米国では、知財侵害行為に利用されているウェブサイトのドメインネームを当局が差し押さえることによって、当該ウェブサイトアクセスした場合に、このページは差し押さえられていますという画面が表示されるようになり、そのウェブサイトへのアクセスを不可能にするという取り締まりが行われています。

次に、移転価格税制に関する議論でございますが、米国の多国籍企業の一部が、知的財産等の無形資産を税率の低い国などに移転することによって、過度に税負担を逃れてきたことが国際的に大きな問題となってきました。このような状況に対応するために、OECDで立ち上げられたのがBEPSプロジェクトでございます。G20の要請によって、2013年にBEPS行動計画として15の行動計画が策定され、価格の算定が難しい無形資産の移転価格に関するガイドラインが公表されるなど、国際的な租税回避の防止に向けて世界的に動いている状況でございます。

次に、スライドの7ページ目をごらんください。最後に、ASEAN地域のうち、シンガポールとマレーシアを対象に行った調査について御紹介いたします。

まず、シンガポールとマレーシアにおける営業秘密の保護がどのような制度になっているのかということを知るための調査を行いました。どちらの国においても明文の法律や規則はないということで、コモンローやエクイティで保護されるということでございました。

次に、税関での取り締まりなどの水際措置に関する調査について御紹介いたします。近年、自由貿易地域、フリートレードゾーン、フリーゾーンと呼ばれるエリアで、ほかの国から入ってきた、マークなどが何もついていない商品に、有名ブランドの模倣ラベルをつけたり、模倣のパッケージに入れるなどの加工が行われて、また別の国へ輸出されるやり方で取り締まりを回避していることが大きな問題となっております。

この調査の結果、シンガポール、マレーシア、どちらの国においても、模倣品の取り締

まりに関して、自由貿易地域に適用される法律は、それ以外の地域と変わらず、すなわち FTZにおいても商標法や著作権法などが適用され、また取り締まりについては税関が権限を担っているということがわかりました。

しかしながら、実際、シンガポールでは、FTZ内では知財侵害に関する取り締まり活動が行われていなかったり、マレーシアでは、FZ内での模倣品について差止めを認めた判例が2件ほど確認された程度で、実際の取り締まりの実効性については、まだまだ課題があるということが確認されました。

以上で発表を終わります。御清聴ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、「知財を巡る国際情勢」について、少し幅広に御意見いただきたいと思いますが、時間も迫ってまいりましたので、御発言、ほかの方も含めて、名札を立てていただいて、最初、杉光委員。

○杉光委員 杉光です。

前回、こちらの委員会で配らせていただいた資料、前回、お話しする機会がとれなかったもので、恐縮ですが、きょう御説明させていただければと思います。

参考資料5というポンチ絵になります。これは、日経新聞の朝刊の経済教室というところに、昨年5月に私のほうで書かせていただいた内容がベースになっています。ただ、その後、この日経の経済教室を見た、さすがにメーカー名等は申し上げられませんが、某グループ企業の常務取締役の方からお電話いただいたり、いろいろな企業の方々から御賛同いただいて勉強会を開催し、その中にはオブザーバーとして関係省庁の方にも来ていただいたりなどして、その後の知見を踏まえて少し書き直したものが、きょうのこの資料になってございます。

SDGsに関しましては、ざっくり言うとSDGsは公益の話で、知財というと私益の話で、当初SDGsが発表されたときは、どちらかというところ、SDGsの関係者から見ると、ああ、知財ねという感じでやっかい者扱いされているような印象があったとっております。ただ、私が認識を新たにしたのは、SDGsの目標というのは、実はイノベーションなしには絶対に達成できないということです。そのイノベーションと特許というのは従来から関連づけは十分議論されていたところだと思いますし、そうであれば、特許というのは、あるいは知財というのは、むしろSDGsの貢献の鍵になるのではないかと考えております。

具体的には、SDGsの目標と、例えば特許出願を関連づけていくというやり方が考えられるのではないかと考えています。これによって、SDGsに関連する技術を、誰が、どの国で、どの程度持っているのかというのもある程度見える化できる部分があるだろうと考えておりまして、そのようになると、事務局でも御検討されているSDGsプラットフォームというものがあるかと思っておりますけれども、SDGsの課題に関するシーズとニーズのマッチングなどの際にも有益なのではないかと考えてございます。

当初は、特許庁のほうでIPC分類とかありますので、特許庁さんのほうで分類をつけてい

ただくのがいいのではないかと考えておりました。ただ、その後、いろいろな方々と議論するうちに、そうではなくて、自己申告方式という形にするのが落としどころとしては最もいいのではないかというのが現時点での結論といたしますか、方向性の考え方になっております。ですので、基本的には何か審査を行ったりするようなものでもなく、かつ、その後のランニングコスト等がかかるような御提案ではないというのが前提になります。

右側の下のほうを見ていただきますとわかるのですが、企業からしますと、こういったSDGsと特許の関連づけを見せることによって、株主からの注目を集めたりすることもできるかと思えますし、ESG投資との関係でも注目を集められる可能性があると思えます。また、先ほど申し上げたように、SDGsプラットフォームでニーズとシーズのマッチングにも活用できる。それから、個人としましては、自分の発明がSDGsに貢献しているということが明確になってくるということで、やる気も出てくるのではないかと思います。

ということで、こちらの考えにつきましては、実はこちらの委員の方々の中にも事前に御説明させていただいた方々がいらっしやいまして、例えばアカデミアでは、特許政策に詳しい高倉委員ですとか東大TLOの山本委員、あるいは企業では長澤委員にも少しお話しさせていただいております、もし可能であれば一言だけコメントいただければと思います。高倉委員。

○高倉委員 私も杉光委員から以前から相談を受けていまして、大変すばらしいアイデアだと思っております。最近では企業の中にも、企業理念としてSDGsへの貢献ということをやっている企業もたくさんふえていますので、そういう企業にとって、自社の方針を消費者・投資家にアピールする手段として非常に有効なのではないかと思っております。

それから、出願人にこれを義務づけるわけでもなく、特許庁に義務づけるわけでもありませんから、実現可能性は十分高いし、何よりこういった新しいスキームを世界に向かって国際的に発信するという点では、日本の貢献ということが形にあらわれてきますので、その意味ではおもしろい提案ではないかと思っております。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

それでは、江村委員。

○江村委員 先ほどの御説明の中に余りなかったのですが、データの活用に関して「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」が経産省から出されています。これは非常にいいことだと思うのですが、今、産業の方で言うとグローバルに事業をやらなれないといけない。このガイドラインがグローバルに共通化されるようなアクションが起きないと、安心したビジネスができない状況なので、その辺の検討をお願いしたいということです。

それから、SDGsについては、SDGsの理解が各企業で大分深まってきていて、こういうラベルを貼るレベルというのはもう終わっていると言うと言い過ぎですが、本当にSDGsを議論している人たちの意見を聞いていただくことが必要だと思います。

それで、169のターゲットとどういう位置関係かという議論、それから、全体でSDGsを説

いているという議論をセットにして出さないと、この価値はどちら側にも振れかねないので、その辺をぜひ継続して議論いただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

梶原委員、お願いします。

○梶原委員 私のほうからも、先ほどの御説明の中で、AIとかデータの要素のところは余り含まれていなかったのかなという印象がございます。そういう意味で言いますと、サイバーの空間でいろいろなビジネスが起こっていくというところに対しては、グローバルな動き、どうなっているのかということ、産官学連携で技術インテリジェンスと言うのでしょうか、そういったことを調査して、どうやって連携していくルールをつくっていくかということも、全体感として取り込まれるといいのではないかと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

久貝委員、お願いします。

○久貝委員 座長のほうから幅広く意見を言ってもいいとっていただいたので、2点申し上げます。

1点は、このような知財を巡る国際情勢の貴重な情報をいただいたのはありがたいのですが、私どものほうで重要と考えているのは、世界全体の特許件数が中国を中心に非常に伸びているという中で、日本においては、残念ながらまだ特許の出願件数が漸減傾向だということ。それから、中小企業の出願件数とか研究開発におきましても、日本は米国あるいは中国に大きく水をあけられているという状況。さらに、中国では、批判はありますが、「中国製造2025」ということで、これまた特許出願とか知財金融を国家として非常に強力に推進しているという状況でございます。

こういう状況を看過しますと、日本企業の競争力は国際的にどうなるのだろうかという心配をして、そういう危機感を中小企業を含めて持っております。危機感の共有をした上で、知財の制度設計というものを考えていくべきではないかということでございます。方向としては、TPPの動きを見ていまして、アメリカは知財保護の強化のほうに行っておりますし、あるいは中国も明らかに知財保護強化の方向で制度改革を進めておる状況だと思っております。

それから、もう一点は、先ほどの御説明で、産学連携をやり、民間資金を大学に持ってきているかということが大学交付金をつけるうえで重要なことですが、去年の12月31日に日経とエルゼビアの共同発表で、論文の国際比較をして、重要な先端分野で中国とアメリカが非常にリードしていて、日本は3位以内に入っている分野すら、非常に少ないという危機感を示す記事が出ていました。

もちろん、産学連携では民間のお金を引っ張っていくことは重要だが、そういう基礎研究のところでの国の予算の確保ということも重要、特許と論文の両方で日本が国際的に厳しい状況に置かれている中では特にそうだとすることを申し上げたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

正木委員代理。

○正木委員代理 知財を巡る国際情勢に関連してということで、国際的なデータ流通における課題ということで、少し漠然としたことになるかもしれませんが、申し上げたいと思います。

デジタル市場で生じる取引慣行等の透明性あるいは公正性の確保という意味では、ルールの整備というのは非常に必要なのですが、それとともにデジタルイノベーションを阻害しないようにということで、最小限のルールで最大限の自由なデータ空間というものを実現することが望まれます。ただ、昨今、急激な環境変化が続いておりますので、公正かつ自由な競争といっても、それ自体が持続的に変化していくように思われます。

そういった中で、デジタルイノベーションが急激に進行していったら、かつ公正かつ自由な競争というのがグローバルに展開される世界をどうやって構築するかということですが、まず、基本的なルールは、いわゆるデータ・フリーフロー・ウィズ・トラストの原則に基づいて、国際的にハーモナイズする法律あるいはシステム的设计を進めて、デジタルプラットフォーマー等の、もし競争排他的な行為があれば、これは制限するという一方で、ビジネスの現場のほうでは、当事者間での交渉にある種委ねて、早期に解決を図って、ビジネスをとにかくつなげていくということも重要と考えます。

一方、知財戦略ですが、そのベースとなる考え方というのは変わらないものの、個人データあるいは国家機密など、秘匿するべきは徹底して秘匿して、みずからの利益の源泉というものを非常に冷静に見きわめる。そして、オープン・アンド・クローズ戦略をして、環境変化を常に追いながらタイムリーに戦略を見直す。そして、ビジネスに反映していく。言ってしまうと非常にベーシックなことですが、そこに高度な戦略性が必要と考えます。

デジタルプラットフォーマーの胎動等により、新しい破壊的なビジネスモデルあるいは技術的イノベーションが生まれ続けるという中で、法律やシステムを設計していくということになりますと、既に未来投資会議等でも議論されていますけれども、府省庁、横断的な幅広い専門性と国際性を有する行政組織というものを恒常的に機能させていくこと。そして、必要な第三者、ここには諸外国も含まれますけれども、それとも連携しながらスピーディーに検討を進める体制というのが必要であるのではないかと考えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

近藤委員。

○近藤委員 私からは、データの越境の話を上申したいと思います。

もう既に政府でも取り組んでおられると思いますが、個人情報保護というのは大前提とした上で、社会をよりよくするためにも、データの越境といったところの国際的な連携の発動というものをしっかり進めていただきたいということでございます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

長澤委員。

○長澤委員

私も経産省の知財制度研究会に参加させていただいてまして、私みたいな人間にとっては非常に勉強になるところが多くて感謝しております。

薬品の例の賠償につきましては、最近アメリカでも判決が出ていますので、ぜひ検討していただきたい。

あと、SDGsの特許出願との関連付けについてですけれども、恐らく我々は積極的に使うことを考えると思います。ただ、御指摘があったように、なかなか特許出願やその分類とは馴染まない目標もあるので、その辺りが少し検討され、今のままではない、何らかの形で目標やターゲットとどのような技術や製品が関係してくるのかということが明らかになってくれば、もっと使いやすいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

日覺委員、お願いします。

○日覺委員 どうもありがとうございます。

米中の知財を巡る紛争や米韓を巡る国際的な情勢については、経団連としても関心をもって注視しています。政府には、関係府省が互いに緊密に連携して、一元的な対応をお願いしたいと思っています。

また、こうした国際的なルール形成には、我が国としても主体的に関与することが重要です。経団連は昨年5月、知財や国際標準を含めたさまざまな分野において、積極的に国際的なルール形成に関与し、我が国の「よさ」を国際ルールに盛り込むべきであるということを提言しました。欧米のルールを是として、我が国のルールに安易に取り込むようなことは好ましくないと考えています。

この点、今般の特許庁の知財紛争処理システムを巡る議論は、我が国産業界のニーズや十分な立法事実がないままに、査察、二段階訴訟制度、懲罰賠償制度などの外国の制度を俎上に並べて検討されたと聞いており、政府の検討としてはいささか拙速な感があり、残念に思います。特許庁においては、産業界などの関係者のニーズや立法事実などを十分に踏まえながら、企業のイノベーションを促進する知財制度の構築をぜひお願いしたいと思っています。

ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員。

○林委員 ありがとうございます。

私もデータ流出の課題について、1点申し上げたいと思います。

以前、本日の資料にもまとめてくださったとおり、私のほうで通商に関する米中対立、

特にデータの関係について言及いたしましたのは、日本としてどのように対処していくかの議論を、この知財本部でもすべきではないかということで申し上げさせていただきました。もちろん未来投資でも議論しているわけですし、またデータ関連ということで、特にデータポータビリティを含めた新しい取組について、経産省や総務省と一緒に議論しているところですが、新たな情報財としてデータを取り上げてきている以上、この知財本部がそこでの議論に参画すべきではないかという観点で発言させていただきましたので、ぜひ検討項目としてデータポータビリティを含めて、今後議論していただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、原山委員。

○原山委員 手短に。

データに関してですが、国際情勢と言うならば、イシューはデータであって、その中でも、データ保護だけではなく、データ流通促進という流れもあるわけです。その流れのトレンドに関して、どういう議論がされているかという点、国際機関、OECDもそうですし、WIPOにおいてもかなり議論されています。その辺のところも出していただきたい。

もう一つがAIに関してですけれども、つい先日、WIPOでテクノロジー・トレンド2019というのを出したばかりなのです。その辺の情報というものを出していただきたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

山本委員、お願いします。

○山本委員 もう時間がないので、手短に言います。

米国による対中通商措置は、私たちもどういう影響が出るのか知りたいという、今、出た御意見と一緒にです。

あと、SDGsは私も大変関心があって、そういうミッションも持っておりますが、これから取り組まれるところが多いと思うので、具体的なSDGsに貢献した事例みたいなものを、こういうところで取りまとめて海外にアウトプットが出せるようなればいいなと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。大丈夫でしょうか。

データに関して、今、国際情勢ということに関しては、データがいろいろ出てきますが、これはちゃんと書いていないという点、第5回の4月に行うときに、その議論を予定していると聞いていますので、2カ月あると、またいろいろ起きているかもしれませんが、そういう中で議論を深めていければと思います。

時間が参りましたけれども、何かございますか。よろしいでしょうか。

特許庁。

○津幡企画調査官 すみません、時間がないので手短に回答させていただきます。

今、日覺委員から御指摘いただきました件につきまして、知財紛争処理システムに関する見直しをしてございますけれども、産業界にも参加いただきつつ、パブコメを経て、先週2月15日に報告書の取りまとめをしたところでございます。こういった検討につきまして御協力いただきまして、まことにありがとうございます。引き続き、産業界のニーズを踏まえつつ検討してまいりたいと思っております。

それから、杉光委員から御指摘いただきましたSDGsに関連する技術につきまして、まだ特許分類との関係というのは難しいかもしれないと思っております。一方で、ある部分について、出願人が主張するために主観的につけていくという取組はおもしろいかと思います。例えば、特許公報に書くというのは難しいと思ひまして、それをどうやって使っていくかというところは検討が必要かと思っております。

以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

最後に、局長から。

○住田局長 本日も大変活発な御議論をどうもありがとうございました。

国際関係、国際問題のところで議論となりましたAI・データのところは、全体の合同会議でまたやらせていただきたいと思ひます。まさにそこが一番多くの人に関心があるということは我々も十分認識しておりますので、そのようにやらせていただきたいと思ひます。

それから、SDGsの杉光委員からの御提案もございましたけれども、いろいろな捉え方があって、長澤委員もちょっと言っておられたように、SDGsにそぐわないもの云々という話もありましたけれども、17のカテゴリーと169のターゲットは全然性格が違うので、169のほうは、どうやってあれを選んだのだらうみたいなことをおっしゃる方が時々いますけれども、そういう側面が若干あるので、その辺は気をつけながら、杉光委員の提案というのは、どちらかというとも17項目のほうかもしれませんけれども、そういったものが世の中の人が認識する上でもプラスになるのではないかというのは当然ありますし、さらにSDGsのおもしろいところというのは、一つのものが一つのカテゴリーに属するだけじゃなくて、いろいろなカテゴリーに関連していくということがSDGsのみそでありますし、東京大学のほうで渡部先生が中心にやっつけらっしゃるプロジェクトも、どれとどれが関係するというマッピングみたいなものを既にやっつけられると思ひますけれども、そういったものが非常に生かせる、明確化する、タグづけをするということで、さらなる新しいつながりといいますか、新結合が生まれてくる可能性も出てくると思ひますので、そういった大きい視点から知財の問題として取り上げていくのには非常におもしろいテーマなのではないかなと思っております。

また、今後ともさらにいろいろなテーマについて御議論いただき、「知的財産推進計画2019」の取りまとめに向かっていきたいと思ひますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

次回以降の予定について事務局よりお願いします。

○仁科参事官 次回の予定につきましては、後から追加でお配りしました資料1の記載のとおりでございます。第4回は3月15日に開催の予定でございます。

第5回以降の日程につきましては、また皆様と調整させていただきますが、第5回会合は、先ほど申し上げましたとおり、コンテンツ分野との合同開催で、データですとかAIについて扱う予定でございます。きょうは、国際問題の議論の中でも皆様のほうからいろいろな視点をいただきましたので、その視点を踏まえまして、この第5回の内容につきまして事務局のほうでも検討したいと思っております。

また、繰り返しになりますけれども、お手元にお配りしました推進計画2018の冊子は、机の上に置いてお帰りくださいますようお願い申し上げます。

また、資料の不手際につきましては、大変申しわけございません。お詫び申し上げます。次回以降、こういったことがないようにいたします。大変失礼しました。

○渡部座長 ということで、ちょっと時間を超過いたしましたけれども、これで今回は終了させていただきます。

どうもありがとうございました。